

公募型行為許可事業 募集要項

(横浜動物の森公園(里山ガーデン)でのキッチンカーによる飲食物販売) 【令和5年度実施】

1 趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を令和元年9月に策定し、具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度を創設しました。

公募型行為許可制度とは、公益性を確保することを条件に、公園で民間事業者等が、自ら主催し、そのアイデアを活用したイベント等を行うことができるようにする制度のことです。確保する公益性として、公園はいつでも誰もが自由に利用できるオープンスペースであることを鑑み、本制度を活用することで、当該行為（イベント等）の参加者、他の公園利用者、周辺地域及び本市にメリットがあることを目指します。その上で、公募による公平性の確保及び一定の条件下での行為許可の基準緩和により、公園の魅力アップを実現します。

横浜動物の森公園内の里山ガーデンにおいては、令和3年度から令和4年度にかけて里山ガーデンフェスタの期間外の飲食物販売による公園の魅力アップと地産地消^{*1}の推進を目的に、キッチンカーによる飲食物販売事業者の公募に試行的に取り組みました。令和5年度は、試行実施の検証を踏まえ、本格的に実施します。

なお、行為許可の基準の緩和^{*2}は以下のとおりです。

※1「地産地消」とは、次のとおりとします。

- ・横浜市内で生産された農畜産物を活用した飲食物を提供すること。

※2「行為許可の基準の緩和」とは、次のとおりです。

- ① 業として行う物品の販売行為の緩和
民間事業者の方々が単独で飲食物を販売することについて、公益性の確保を条件に許可の対象とします。
- ② 行為許可回数の緩和
行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、民間事業者が定められた期間内に複数回の飲食物販売を実施できることとします。

上記の趣旨にご賛同いただき、里山ガーデンの魅力アップと地産地消の推進に資するご提案を募集します。

2 実施の概要

(1) 実施内容

キッチンカーによる飲食物（全部又は一部が横浜市内で生産された農畜産物を活用したもの）の販売

※ よこはま地産地消サポート店は、販売希望が重なり、販売事業者を調整する際、優先的に選定します。

(2) 実施公園

横浜動物の森公園（里山ガーデン）

（所在地：横浜市旭区上白根町 1425 番地 4 ほか）

(3) 実施場所

正面入口広場

(4) 実施期間

第 1 期：令和 5 年 7 月 15 日（土）～9 月 3 日（日）

第 2 期：令和 5 年 11 月 3 日（金・祝）～12 月 3 日（日）

第 3 期：令和 6 年 1 月 13 日（土）～2 月 25 日（日）

※ 各事業者の販売日は、希望を踏まえて決定しますが、他の事業者との兼ね合いにより、必ずしも希望日に販売できるとは限りません。（詳細は本要項 7 (1) 参照）

※ 各事業者における実施日数は、各実施期間とも最大 30 日までとします。

(5) 実施時間

9 時 30 分から 16 時 30 分の間

※ 準備及び撤収を含み、販売時間は事業者の裁量としますが、コアタイムとして、11 時 00 分から 14 時 00 分は必ず販売してください。（売切れの場合を除く）

(6) 1 日当たりの販売事業者数

5 事業者（1 事業者につき 1 台）程度

(7) 販売価格

事業者が定める通常の価格

(8) 付与する許可

公園内行為許可（横浜市公園条例第 6 条第 1 項第 1 号該当）

(9) 徴収する公園使用料

1 日につき 1,200 円（横浜市公園条例施行規則別表第 2）

(10) 使用電源

電源は、事業者がご用意ください。

また、可能な限り、蓄電池、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等の脱炭素化に資する電源の用意に努め、用意が可能な場合は事業提案説明書（様式 2）に記載してください。なお、脱炭素化に資する電源の用意が可能な事業者は、販売希望が重なり、販売事業者を調整する際、優先的に選定します。

ただし、本市が脱炭素化に資する電源の P R として、給電可能な環境を準備した場合

には、指定する電源を用いてください。この場合の電源は基本的に各事業者 1500W 1 口とします。(準備できる日時は事前にお知らせしますが、給電のトラブル等の可能性もあるため、必ず自前の電源もご用意ください。)

3 事業実施に当たっての条件

次の条件を全て満たすこと。(①～⑥が「公益性の確保」のための条件)

- ① 販売する飲食物(全部又は一部)が横浜市内で生産された農畜産物を活用したものであること。

また、横浜市内産の農畜産物の活用PRに取り組むこと。

※ よこはま地産地消サポート店の場合は、市からPRグッズの貸与があります。サポート店でない場合は、市からPRグッズの貸与はありません。

- ② SDGsの取組として、飲食物の販売に当たり、脱プラスチックへの取組を行うこと。

- ③ 脱炭素化の取組として、可能な限り、蓄電池、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)等の電源の用意に努めること。

また、本市が給電可能な環境を準備した場合には、指定する電源を用いること。その際には、脱炭素化のパンフレット等の配布や掲示等に協力すること。

※ 配布物等は、市から提供します。

- ④ 無料休憩所(パラソル及びベンチ)の用意・片づけ、天候(強風等)に応じてパラソルの開閉を行うこと。

※ パラソル及びベンチは市が貸与します。

※ 事業実施日に販売する全ての事業者で役割分担をしていただきます。

【④を条件としている趣旨】

公園は誰もが利用できる公共の施設です。今回の飲食物販売が多様な公園利用者に対して良い取組であることが重要であると考えています。そのために、キッチンカーを利用しない公園利用者に対しても有益である取組(公園の魅力アップに資する取組)を行うことを条件としています。

- ⑤ 本市のみどり施策(横浜みどりアップ計画、ガーデンネックレス横浜、国際園芸博覧会等)の周知に協力すること。

※ 周知する内容は、市から提供します。

【⑤を条件としている趣旨】

今回の飲食物販売を、周辺地域の魅力や賑わいの向上につなげていくことが重要であると考えています。そのために、広域から訪れる里山ガーデンの来園者に公園周辺地域や本市全体に対して有益である取組(旭区等を会場に開催される国際園芸博覧会等の周知)を行うことを条件としています。

⑥ 販売品の空き容器等のごみを回収するとともに、購入者へごみを販売店まで返却することや自宅への持ち帰りを周知すること。また、キッチンカー周辺及び無料休憩スペースの清掃を実施し、販売時及び撤収時にごみがないようにすること。

⑦ 必要に応じて新型コロナウイルス感染防止対策を実施すること。

※ 具体的な対応策は、実施時の社会状況に応じて、市と協議の上、決定します。

(例：手指用の消毒液の設置、現金トレーの利用や電子マネーの導入)

4 応募に当たっての条件

(1) 応募者は次の条件を全て満たす事業者（法人又は個人）であること。

- ① 販売の実施主体であること。
- ② 横浜市で有効な営業許可証の交付を受けていること。
- ③ 生産物賠償責任保険の保険証を有していること。
- ④ 応募は1事業者につき1台とし、複数応募しないこと。
- ⑤ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する行為又は不適切な行為が認められないこと。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(2) 事業内容が次に該当しないこと。

- ① 法令や公序良俗に反する又は反する恐れがある場合
- ② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合
- ③ 政治的宗教的な要素を含む場合
- ④ 公共性及び公平性が担保できない場合
- ⑤ 騒音等を発生させ、公園の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

5 応募方法

別添の事業提案申込書（様式1）、事業提案説明書（様式2）及び収支計画書（様式3）をご記入の上、次の資料を添付し、お申込みください。

(1) 添付資料

- ① 営業許可証の写し
- ② 生産物賠償責任保険の保険証の写し
- ③ 横浜市内産の農畜産物を活用する飲食物販売であることが分かるもの
(例：これまでに活用した際のレシート、生産者が作成した証明書類等の写し等)
※応募時点で揃わない場合は、今度提出予定の書類の内容を記載すること
よこはま地産地消サポート店として登録している場合は、登録証の写し

(2) 申込期限

令和5年6月16日（金）17時まで（時間厳守）

(3) 申込方法

環境創造局 動物園課へ電子メールでお申込みください。

メールアドレス：ks-dobutsu@city.yokohama.jp

メールの件名は【里山ガーデンキッチンカー公募】としてください。

申込後、必ず上記申込先まで電話連絡（TEL 045-671-4124）をしてください。

6 行為許可候補の決定

(1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で審査を行います。

項目	審査通過基準
公益性① 地産地消の推進	横浜市内産の農産畜物を活用した飲食物の販売が提案されていること。（全部又は一部） また、横浜市内産の農畜産物の活用PRの取組が提案されていること。
公益性② 脱プラスチックの取組（SDGsの取組）	脱プラスチックへの取組が提案されていること。
公益性③ 脱炭素化の取組	実施することを誓約していること。
公益性④ 無料休憩所の準備・片づけ（公園の魅力アップに資する取組）	実施することを誓約していること。
公益性⑤ 本市のみどり施策の周知（周辺地域の魅力や賑わいの向上に資する取組）	協力することを誓約していること。
公益性⑥ ごみの回収及び清掃等（公園の魅力アップに資する取組）	実施することを誓約していること。
新型コロナウイルス感染防止対策	対策の実施を誓約していること。
応募者	本要項4（1）①～⑥の 全てに該当すること。
提案内容	本要項4（2）①～⑤に 該当しないこと。

(2) 行為許可候補の決定

審査の結果、審査通過基準を全て満たした応募者を行為許可候補として決定します。

審査結果は応募者全員に通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します（行為許可候補とならなかった応募は件数のみ公表）。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/satoyama-foodtruck.html>

7 実施に向けた準備

(1) 販売日の調整

事業提案説明書（様式2）記載の販売希望日に基づき、環境創造局動物園課で調整の上、販売予定日を各期初日（令和5年7月15日、令和5年11月3日、及び令和6年1月13日）の概ね3週間前に連絡します。

他の事業者の販売予定日の変更により、空きが生じた場合は、当該日を販売希望日として申し出ている事業者と調整し、出店可能となる場合もあります。

※ よこはま地産地消サポート店及び脱炭素化に資する電源の用意が可能な事業者は、販売希望が重なり、販売事業者を調整する際、優先的に選定します。

(2) 必要な手続

各期の実施初日の2週間前までに、環境創造局 動物園課へ所定の様式及びその他必要書類をそろえて各期分を一括して公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施初日より前に各期分を一括して納付してください。荒天等により販売できなくなった場合で、返還申請があった場合には、1日単位で公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

(3) 禁止事項

公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はしないでください。

(4) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項3及び4に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

(5) 実施の中止

行為許可候補として決定後、自己都合により、やむを得ず実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面（様式自由）を作成し、申し出てください。

(6) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

8 追加応募の手続

本要項 5 (2) の申込期限の後に新たに応募を希望する事業者は、本要項 5 (3) の連絡先にご連絡ください。

追加応募があった場合は、10月中旬に第2期から実施する行為許可候補者の追加審査を行います。また、12月中旬に第3期に実施する行為許可候補者の追加審査を行います。

なお、追加応募における諸条件等は、本要項 2～7 に示す条件等と同一です。

9 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに事業実施報告書（様式 4）及び収支報告書（様式 5）を提出してください。

10 スケジュール（予定）

5月26日（金）	公募開始
6月16日（金）17時	申込書類提出期限
6月下旬～	審査、行為許可候補決定・通知 第1期の販売予定日連絡
7月上旬～	第1期の行為許可申請手続
7月15日（土）～	第1期実施
9月下旬～	追加応募の申込書類提出期限
10月中旬～	追加応募の審査、行為許可候補決定・通知 第2期の販売予定日連絡
10月下旬～	第2期の行為許可申請手続
11月3日（金・祝）～	第2期実施
11月下旬～	追加応募の申込書類提出期限
12月中旬～	追加応募の審査、行為許可候補決定・通知 第3期の販売予定日連絡
12月下旬～	第3期の行為許可申請手続
1月13日（土）～	第3期実施

11 里山ガーデンの紹介

里山ガーデンは、平成 29 年春に開催された「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」で一般公開され、その成果を継承し、花と緑の文化を発信する「里山ガーデンフェスタ」を春と秋の年 2 回開催しています。なお、大花壇はフェスタ期間に限定公開しています。

（里山ガーデンフェスタの URL：<http://www.satoyama-garden.jp/index.php>）

里山ガーデン内にある「フォレストアドベンチャー・よこはま」、「トレイルアドベンチャー・よこはま」は通年営業しており、また、園内の園路等も通年開放され、近隣の方の散歩コースとして多く利用されています。

「フォレストアドベンチャー・よこはま」、「トレイルアドベンチャー・よこはま」の令和4年の利用者数は、7月18日（土）～31日（金）は平均130名程度（土日祝の最多日は400名程度、平日の最多日は250名程度）、8月は平均170名程度（土日祝の最多日は500名程度、平日の最多日は300名程度）、11月は平均100名程度（土日祝の最多日は550名程度、平日の最多日は90名程度）、令和5年1月14日（土）～2月は平均70名程度（土日祝の最多日は350名程度、平日の最多日は40名程度）でした。（利用者数は天候等により大きく左右されますので、参考値としてご認識ください。）

12 試行実施時の売上実績

天候に左右されますが、各事業者の1日当たりの売上げは、1万円～5万円程度でした。

13 問合せ先

環境創造局 公園緑地部 動物園課

横浜市中区本町6-50-10（市庁舎28階）

メールアドレス：ks-dobutsu@city.yokohama.jp

電話：045-671-4124

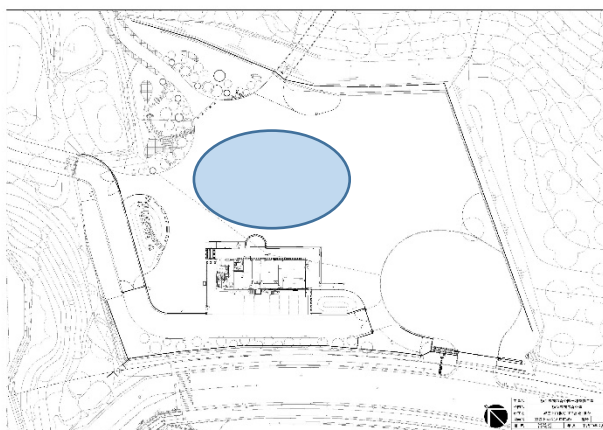


この事業は、「Park-PPP Yokohama（略称：P×P）」（公園緑地管理課 公民連携担当）との連携により進めています。

位置図



拡大図（囲まれた部分が想定の販売エリア）



キッチンカーの展開イメージ

